

# プロポーザル実施要領

## 1 プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名  
「直方市放課後児童健全育成事業業務委託」
- (2) 業務内容  
「直方市放課後児童健全育成事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務履行期間  
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 業務履行場所  
直方市内各学童クラブ（別紙1）

## 2 選定・評価方式

- (1) 公募型プロポーザル方式
- (2) 評価方式（詳細は、13 評価方法を参照）  
提案書、プレゼンテーション及び見積価格による総合評価方式

\* プロポーザル参加事業者が1事業者である場合においても、上記方式による評価を行います。  
なお、選定の結果、提案が一定の基準に満たないと判断された場合には、委託予定事業者の決定を行わないこともあります。

## 3 参加資格について

次のいずれかに該当する者は参加事業者となることができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者
- (3) 直方市暴力団等追放推進条例（平成20年条例第20号）に定める暴力団密接関係者に該当する者
- (4) 本市に対し、放課後児童健全育成事業者届を提出していない者
- (5) 過去3年間において本業務と同種又は類似する業務実績がない者

## 4 業者選定スケジュール

選定に係るスケジュールは以下のとおりとする。

内 容	期 日
プロポーザル参加申込書の提出期限	令和3年11月1日（月） ～令和3年11月15日（月）
※（事業者届未提出者の提出期限）	令和3年11月15日（月）
質問受付期間	令和3年11月1日（月） ～令和3年11月15日（月）

質問回答期限	令和3年11月22日（月）
企画提案書提出	令和3年12月 3日（金）
プレゼンテーションおよびヒアリング	令和3年12月21日（火）
業者決定通知	令和3年12月24日（金）

## 5 提出書類について

### (1) 「プロポーザル参加申込書」（様式1）

所定の「プロポーザル参加申込書」（様式1）に必要事項を記入し、教育委員会こども育成課こども育成係まで1部提出すること。提出方法は、持参又は郵送（簡易書留など）によること（郵送の場合は、令和3年11月15日（月）17：00必着）。提出期間内に「プロポーザル参加申込書」の提出がなされなかった場合は、不参加とみなすものとする。なお、「プロポーザル参加申込書」には、放課後児童健全育成事業業務の受託実績を証明する書類及び事業者届（未提出の場合）を添付すること。参加申請後辞退をする場合は、辞退届（様式2）を1部提出すること。

### (2) 「企画提案書」（様式5）

- ・「12 企画提案書作成要領」の要件を満たす提案書に提案書表紙（様式5）を付し、A4ファイルに綴じてファイルの表紙及び背表紙に事業者名を記載して10部（原本1部、写し9部）を提出すること。
- ・事業者名、提出日付、業務提案書ごとの通し番号を記入のうえ、ページの最初に目次をつけ、各ページ番号を付すこと。
- ・複数のクラブの受託を希望する場合、共有する項目については一括での提案とし、クラブごとに異なる項目（支援員の配置人数、見積書等）については、クラブ別に示すこと。
- ・提出方法は、教育委員会こども育成課こども育成係まで持参するものとする。なお、受付は、令和3年12月3日（金）8：30～17：00に行うものとする。

### (3) 「見積書」及び積算根拠詳細内訳書（様式6）

見積書（1部）を作成し、企画提案書と共に教育委員会こども育成課こども育成係に提出すること。作成にあたっては、「11 見積もり要領」の要件を満たすものとする。

### (4) 「業務実績書」（様式4）

業務実績書（1部）を作成し、企画提案書とともに提出すること。

## 6 質問及び回答について

本業務委託に係る質問については、電子メール（様式3）にて質問内容を簡潔にまとめ、提出することとし、電子メールの表題は、「直方市放課後児童健全育成事業業務委託に関する質問」とすること。なお、質問内容・回答については、公平を期すため、「プロポーザル参加申請書」（様式1）にて届出された各事業所メールアドレスに一齐送信するものとする。質問期限は、令和3年11月15日（月）17時までとする。

## 7 瑕疵がある場合について

参加事業者の提出書類もしくは提出期限に瑕疵があることが判明した場合は、その内容を選定者が審議し、その取り扱いについて決定するものとする（参加事業者にヒアリングを行う場合もあり）。また、その瑕疵が重大または悪質であり、公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、すでに決定した事項を取り消し得るものとする。

## 8 失格条件について

参加事業者または受託者と決定した事業者に、提案書作成に係る不正行為が認められた場合、参加資格または受託者の決定を取り消すことがあるものとする。

## 9 不決定理由の説明について

審査の結果、不決定となった参加事業者は、以下のとおり不決定の理由の説明を市に請求できるものとする。

- (1) 不決定の理由は、不決定参加事業者自身に関する事項のみを請求できることとし、他の参加事業者に関する事項を請求することはできないものとする。
- (2) 不決定の説明内容は、得点及びその順位とする。
- (3) 説明請求は書面でのみ受け付けるものとする。
- (4) 書面の提出期限は、令和4年1月11日（火）とする。

## 10 契約について

契約は以下のとおり行うものとする。

- (1) 契約書は、本市と委託予定事業者（最優秀提案事業者）で協議を行い作成するものとする。
- (2) 提出された「見積書及び積算根拠詳細内訳書」の金額をもとに、令和4年度入所児童数決定後、再度見積もりを徴取し契約を行うものとする。
- (3) 契約内容についての協議は、委託予定事業者決定の通知をした後、すみやかに行うものとし、契約条件等で合意にいたり次第、契約を行うものとする（協議の場所・日時については、「委託予定事業者決定通知書」で連絡を行うものとする。）。
- (4) 協議の結果、最優秀提案事業者と契約に至らなかった場合には、次点の提案事業者と契約を前提に協議を行うものとする。
- (5) 委託予定事業者は、令和4年1月4日から令和4年3月31日までの間を開設準備期間とする。なお、開設の準備に要する費用は、受注者の負担とする。
- (6) 契約金額は、令和4年度予算の議決を前提に、成立した予算金額の範囲内とする。
- (7) 特別な支援を要する児童を受け入れた場合は、月の初日を基準日として見積書を参考として別途契約を行う。
- (8) 当初の契約においては、3年間は児童数に大幅な変動がないものとして契約を行うが、児童数に大幅な変動が生じた場合は、双方の協議により変更契約ができるものとする。
- (9) 令和4年度当初以降において、運営すべきクラブ数ないし特別な支援を要する児童が増減する場合は、協議の上、変更契約ができるものとする。

## 1 1 見積もり要領

見積もりは、「見積書」(様式6)により行うものとする。なお、見積もりにあたっては、以下の点に注意すること。

- (1) 令和4・5・6年度の3年分を合算し、本市が示している委託範囲に基づき受託を希望する学童クラブごとに見積もりを行うこと。
- (2) 「見積書」(様式6)中の「1 学童クラブの名称」については、別紙1 直方市内各学童クラブの「名称」ごとに記載すること。ただし、「4 積算根拠詳細内訳書」については、別紙2 学童保育所別想定入所者数の「名称(支援の単位)」ごとにそれぞれの内訳書を作成すること(別紙にて作成し添付可)。
- (3) 別紙2 学童保育所別想定入所者数の「予想児童数」をもとに積算を行うこと。
- (4) 「新入学童クラブA」「植木学童クラブA」「下境学童クラブB」「直方北学童クラブA」「直方西学童クラブ」の5クラブについては、AEDの借り上げ料を含んで積算すること。
- (5) 「1 2 企画提案書作成要領」中、(2)⑤特別な支援を要する児童について、必要となる追加費用(見込額)を別に記入すること。
- (6) 特別な支援を要する児童とは、療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持していること又は、特別支援学級に在籍していることを指すこと。
- (7) 見積もりは、「1 6 上限価格について」に留意し、税抜きにて作成すること。

## 1 2 企画提案書作成要領

提案書は、「直方市放課後児童健全育成事業業務委託仕様書」に基づき作成を行うこと。なお、提案書の構成は以下のとおりとする。

### (1) 一般事項評価

#### ① 事業者の運営方針

- ・本業務委託の背景・目的を踏まえ、提案の概要を記すこと。
- ・事業者の運営方針及び運営体制を記すこと。
- ・学童保育の意義や児童の育成についての基本的な考えを記すこと。

#### ② 経営状況

- ・事業者の財務状況について記すこと。  
(財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)でも構わない。)

#### ③ 受託実績及び業務体制

- ・国・他自治体での同等業務の受託実績について、発注者、対象人数、期間、業務範囲等を具体的に記すこと。
- ・事業者全体の運営体制及び学童保育所の平常時における支援員の配置人数について記すこと。
- ・支援員の管理体制について記すこと。
- ・業務フロー図、業務マニュアルの整備について記すこと。

### (2) 技術評価

#### ① 危機管理体制

- ・ 不審者乱入時の対応体制について記すこと。
- ・ 保育上の事故発生時の対応と予防体制について記すこと。
- ・ 個人情報保護及び守秘義務について記すこと。

② 衛生管理

- ・ 児童の安全・健康・衛生についての考え方を記すこと。
- ・ 児童の健康維持、感染症や食中毒の予防対策を記すこと。

③ 支援員等の雇用に対する待遇

- ・ 支援員等の人選基準について記すこと。
- ・ 支援員の雇用条件、勤務体制、休暇について記すこと。
- ・ 現支援員の継続雇用についての考え方や地元採用計画について記すこと。

④ 支援員等の資質向上のための計画

- ・ 支援員の人材育成の方法について記すこと。
- ・ 長期間にわたって人材を確保するための方法について記すこと。
- ・ 支援員間の共通理解を確保する体制について記すこと。

⑤ 保育内容

- ・ 学童保育の充実のための方策について記すこと。
- ・ 成長段階に見合った働きかけを記すこと。
- ・ 特別な支援を要する児童に対する取組を記すこと。

⑥ 保護者対応

- ・ 保護者の要望や苦情に対する方策について記すこと。

⑦ 学校及び地域との連携

- ・ 学校及び地域と連携する計画について記すこと。
- ・ 地域活動や学びの場との連携についての提案を記すこと。

(3) 加点となる取組の評価

特色のある取組

- ・ 自由なアピールを記すこと。

(4) 提案見積額の評価

提案見積金額の妥当性、経費削減のための取組

### 1.3 評価方法

- ① 評価は、提案書、プレゼンテーション及び見積価格の総合評価により行い、最も得点の高い事業者を委託予定事業者（最優秀提案者）として1者選定する。
- ② 評価点は最高100点とする。内訳として企画提案審査（配点80点）と金額評価（配点20点）とする。
- ③ 企画提案審査は、項目ごとの審査員による評価ポイントの平均値を採用する。金額評価は、得点＝配点×（最低見積価格÷当該見積価格）とする。（小数点以下切り捨て）
- ④ 企画提案審査の参加者が1者の場合であっても、審査会を開催し、選定を行う。なお、評価点が総合計の60%（60点）を下回る場合は、その企画提案を採用せず、失格

とする。

#### 1.4 評価項目及び評価ごとの配点

(1) 評価項目及び評価項目ごとの配点は、以下のとおりとする。

No	評価項目	配点
1	事業者の運営方針	5点
2	経営状況	5点
3	受託実績及び業務体制	10点
4	危機管理体制	10点
5	衛生管理	5点
6	支援員等の雇用に対する待遇	5点
7	支援員等の資質向上のための計画	5点
8	保育内容	10点
9	保護者対応	5点
10	学校及び地域との連携	10点
11	特色のある取組	10点
12	見積価格	20点
合計		100点

#### (2) 得点化方法

各項目を次に示すA～Eまでの5段階評価を行い、得点化方法により得点を付与する。

評価	評価内容	得点化方法
A	極めて良好	配点 × 100%
B	良好	配点 × 80%
C	普通	配点 × 60%
D	やや不十分	配点 × 40%
E	不十分	配点 × 20%

#### 1.5 プレゼンテーション（企画提案書説明）要領

プレゼンテーション（企画提案書説明）は以下の要領で行うこと。

(1) プレゼンテーションへの参加人員は3名までとする。

(2) 所用時間は30分程度を目安とすること。

プレゼンテーションは、企画提案書の項目順（「1.2 企画提案書作成要領（1）一般事項評価から（4）提案見積額の評価」の順）で行うこと。

(3) 提案書の各項目についての説明を終えたあと、15分程度の質疑応答を行うものとする。

(4) プレゼンテーションは「Microsoft PowerPoint」等を用いて行うこと。

- (5) プレゼンテーションに使用する必要機材のうち、プロジェクター、スクリーンについては、当市にて用意するものとする。(その他については、各自にて用意すること。)

#### 1.6 上限価格について

本業務委託の提案上限価格は、別紙3のとおりとする。

#### 1.7 審査結果の通知

審査結果は、次により通知・公表する。

- (1) 選定結果については、各提案者に文書で通知する。
- (2) 委託候補者の名称を直方市ホームページに公表する。

#### 1.8 その他・留意事項

- (1) 本実施要領に記載がない事項については、双方協議のうえ、これを定めるものとする。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出書類受付後の書類の差し替え・返却・再提出は認めないものとする。
- (4) 本業務委託は、直方市公契約条例（平成25年直方市条例第28号）の対象案件とする。
- (5) 参加事業者からこの実施要領に基づき提出される書類の著作権は、作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、市に帰属する。採用不採用に関わらず、市は本プロポーザルの報告、公表等のため必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用できる。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、直方市情報公開条例（平成14年直方市条例第21号）に基づき提案書を公開することがある。

#### 1.9 実施要領等の交付に関する事項

実施要領等の交付は、直方市ホームページ上で行う。

(実施要領及び各種申請書類は、直方市ホームページからダウンロード可)

事務局

〒822-8501

福岡県直方市殿町7番1号

直方市役所教育委員会 子ども育成課 子ども育成係 担当者 多久美

TEL : 0949-25-2148 FAX : 0949-25-2316

電子メール : [n-kodomo@city.nogata.fukuoka.jp](mailto:n-kodomo@city.nogata.fukuoka.jp)

直方市役所ホームページ : 「健康・福祉・子育て」 → 「福祉」 → 「児童福祉」 → 「保育所について」 → 「学童クラブの運営事業者選定について」 のページからダウンロードすること。

([https://www.city.nogata.fukuoka.jp/kenko/\\_1208/\\_2051/\\_2055/\\_5493.html](https://www.city.nogata.fukuoka.jp/kenko/_1208/_2051/_2055/_5493.html))

別紙 1 直方市内各学童クラブ

名 称	場 所
感田学童クラブA・B・C・D	直方市大字感田 1160 番地 直方市立感田小学校敷地内
下境学童クラブA・B	直方市大字下境 1820 番地 直方市立下境小学校敷地内
新入学童クラブA・B	直方市大字上新入 2081 番地 直方市立新入小学校敷地内
直方東学童クラブA・B	直方市大字頓野 2095 番地 1 直方市立直方東小学校敷地内
植木学童クラブA・B	直方市大字植木 3207 番地 直方市立植木小学校敷地内
上頓野学童クラブA・B	直方市大字上頓野 2510 番地 直方市立上頓野小学校敷地内
直方西学童クラブ	直方市大字山部 666 番地 直方市立直方西小学校敷地内
直方北学童クラブA・B	直方市日吉町 7 番 1 号 直方市立直方北小学校敷地内
中泉学童クラブ	直方市大字中泉 848 番地 3 直方市立中泉小学校敷地内
福地学童クラブ	直方市大字永満寺 2427 番地 直方市立福地小学校敷地内
直方南学童クラブ	直方市新町三丁目 3 番 55 号 直方市立直方南小学校敷地内



別紙2 学童保育所別想定入所者数

名称（支援の単位）	予想児童数
感田学童クラブA	40
感田学童クラブB	40
感田学童クラブC	40
感田学童クラブD	40
下境学童クラブA	35
下境学童クラブB	40
新入学童クラブA	50
新入学童クラブB	40
直方東学童クラブA	40
直方東学童クラブB	40
植木学童クラブA	35
植木学童クラブB	35
上頓野学童クラブA	55
上頓野学童クラブB	55
直方西学童クラブ	35
直方北学童クラブA	60
直方北学童クラブB	45
中泉学童クラブ	15
福地学童クラブ	40
直方南学童クラブ	30

別紙3 上限価格

	契約日～令和7年3月31日 までの上限価格（税抜き）	単年度の上限価格 （税抜き）
感田学童クラブA・B・C・D	104,920,800	34,973,600
下境学童クラブA・B	52,241,400	17,413,800
新入学童クラブA・B	59,029,488	19,676,496
直方東学童クラブA・B	52,460,400	17,486,800
植木学童クラブA・B	51,806,400	17,268,800
上頓野学童クラブA・B	66,036,576	22,012,192
直方西学童クラブ	26,011,200	8,670,400
直方北学童クラブA・B	65,817,576	21,939,192
中泉学童クラブ	24,055,200	8,018,400
福地学童クラブ	26,230,200	8,743,400
直方南学童クラブ	25,360,200	8,453,400

特別な支援を要する児童（2人分）の単年度の上限額 1,778,200 円（税抜き）

(様式 1)

年 月 日

直方市教育委員会  
教育長 様

所在地  
事業者名  
代表者氏名

印

## プロポーザル参加申請書

募集のありました直方市放課後児童健全育成事業業務委託プロポーザル方式に関し、下記の必要書類を添えて、参加申請します。

なお、参加資格要件のすべてを満たすとともに、本申込書及び添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

#### 必要書類

- ・誓約書

#### 受託を希望するクラブ

- ・左の空欄に丸印を付けてください。

<input type="checkbox"/>	感田学童クラブ A・B・C・D	<input type="checkbox"/>	下境学童クラブ A・B
<input type="checkbox"/>	新入学童クラブ A・B	<input type="checkbox"/>	直方東学童クラブ A・B
<input type="checkbox"/>	植木学童クラブ A・B	<input type="checkbox"/>	上頓野学童クラブ A・B
<input type="checkbox"/>	直方西学童クラブ	<input type="checkbox"/>	直方北学童クラブ A・B
<input type="checkbox"/>	中泉学童クラブ	<input type="checkbox"/>	福地学童クラブ
<input type="checkbox"/>	直方南学童クラブ		

#### 連絡先

郵便番号・所在地	
電話番号・FAX 番号	
E-mail	
担当者 職・氏名	

(様式2)

年 月 日

直方市教育委員会  
教育長 様

所在地  
事業者名  
代表者氏名

印

### プロポーザル参加辞退届

この度、直方市放課後児童健全育成事業業務委託プロポーザル方式への参加を辞退したく届出します。

#### <連絡先>

- ① 担当者氏名及び役職
- ② 担当者所属
- ③ 住所
- ④ 電話番号
- ⑤ FAX番号
- ⑥ E-mail

(様式3)

## 業務委託仕様書等に関する質問書

年 月 日

直方市教育委員会

こども育成課こども育成係担当者 様

所在地

事業者名

代表者氏名

電話番号

FAX番号

E-mail

業務委託仕様書等に関する以下の事項を質問します。

( / )

No	質 問 事 項

※ 質問書提出期限 令和3年11月15日(月)午後5時まで

※提出先

直方市役所教育委員会こども育成課 こども育成係 担当者 多久美

電子メール：[n-kodomo@city.nogata.fukuoka.jp](mailto:n-kodomo@city.nogata.fukuoka.jp)

- プロポーザルについての質問は、本様式に質問を記載し、上記メールアドレスに送信して下さい。
- 回答については、すべての質問に対する回答を全参加事業者にメールにて送付致します。
- 委託に関する仕様について正確に把握し共通認識を持つため、細かい内容につきましてもメールにて回答しますので、当職員への直接の質問はご遠慮下さい。

(様式4)

業 務 実 績 書

受託先	1日の平均児童数	受託期間又は開設年月
(例)〇〇県〇〇市 □□□学童クラブ	約〇〇〇人/日	

※ 放課後児童健全育成事業に関する業務またはそれに類似する業務の履行実績があれば記載してください。

(様式5)

直方市教育委員会

直方市放課後児童健全育成事業

# 企画提案書

通し番号
------

/ 10
------

1. 事業者名

2. 提出日                      年    月    日

3. 提出部数      10部

(様式6)

年 月 日

## 見積書及び積算根拠詳細内訳書

直方市教育委員会  
教育長 様

所在地  
事業者名  
代表者氏名

印

1 学童クラブの名称 ( )

2 見積金額

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金額									

3 特別な支援を要する児童の見積金額(2人につき)

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金額									

4 積算根拠詳細内訳書

--

### <注意事項>

- 1 見積金額の有効数字直前に「¥」を付すこと。
- 2 見積書には、消費税等を含まない金額で記入すること。